



世界遺産委員会（2012）で採択 「顕著な普遍的価値の言明」

古都京都の文化財は、京都府京都市及び宇治市ならびに滋賀県大津市の3市に所在する17の構成資産から成る。古代中国の都城を模して西暦794年に建設された京都は、それ以降、19世紀半ばに至るまで日本の首都であると同時に、文化の中心であり続けている。

千年以上にわたる日本文化の中心地として、日本の木造建築、特に宗教建築の発展、及び世界の造園に影響を及ぼしてきた日本庭園の芸術性の発展を示している。17の構成要素を形成している198棟の建造物及び12の庭園のほとんどは、10世紀から17世紀にかけて建築・作庭されたものである。

登録された17の構成要素は二条城を除き、すべて宗教施設である。総面積は1,056ha、周辺の緩衝地帯は3,579haである。

京都市世界遺産条例（案）

日本共産党
京都市会議員団
2025年11月7日

市民説明資料(改定11/10)



清水寺 本堂

京都市世界遺産保護条例

1 1月市会に条例案を提出

これまでの経過

1994年「古都京都の文化財」世界遺産登録

2007年 新景観政策

2012年11月 世界遺産委員会「京都ビジョン」採択

2017年2月 住民団体が世界遺産センターと直談判

2018年 眺望景観創生条例の改正し

事前協議制度(景観レビュー)を創設

2022年12月 党議員団／本会議で条例制定を提起

2023年3月 京都市等が包括的保存管理計画を策定

2025年2月 党議員団「条例骨子案」を提案



市民意見を募集2/13～4/28

意見127件を検討し条例案に反映

意見の主な内訳

- 名称、前文に関するもの15件
- 趣旨・立法事実・目的・基本理念について26件
- 各主体の責務や役割 7件
- 市の施策策定にあたっての配慮 2件
- 良好な景観の形成等 16件
- 構成資産の文化財の適切な保存 9件
- 来訪者の集中による影響の防止 5件
- 学習機会の提供 6件
- 議会の関与、審議会の設置、市民参加 20件
- 巡視・調査研究 3件
- 財政上の措置3件 ○条例全般9件 ○参考意見4件



京都市世界文化遺産保護条例（仮称）の条例骨子案について

皆様からのご意見を募集します！

募集期間：2025年2月13日（木）～2025年4月28日（月）

日本共産党京都市議会議員団では、2025年度9月市会での「京都市世界文化遺産保護条例」（仮称）提案を目指しています。

世界遺産「古都京都の文化財」は、京都市、京都府宇治市、滋賀県大津市にまたがって所在する、17の寺社などから構成されます。1994年に登録され、30年の節目を迎えました。これまで多年にわたる多くの皆様のご努力により世界遺産が守られてきた一方、その保護をめぐる課題もあります。条例を制定することにより、京都市内に所在する世界遺産を将来にわたって継承していくための取組をより強く推進することになります。

この度、「京都市世界文化遺産保護条例（仮称）の条例骨子案」を取りまとめましたので、十分に議論や合意形成を尽くすため、下記のとおり、同条例の骨子案に対する市民の皆様のご意見を募集します。

提出方法

① 意見募集フォーム

下記のURL又は二次元コードの意見募集フォームからご提出ください。

URL：<https://forms.gle/KzwrY4oV8773cTBq8>

② 上記のほか、以下の宛先に、電子メール、FAX、郵送、持参でご提出いただくこともできます。

・電子メール info@cpkkyoto.jp

※メールの件名は「世界遺産条例意見」としてください。

・FAX、郵送、持参

日本共産党京都市議会議員団（京都市役所本庁舎2階）
〒604-8571 京都市中京区河原町御池 京都市役所内
TEL：075-222-3728 FAX：075-211-2130

※本リーフレット末尾に付属のご意見記入用紙をご活用ください（他の用紙でも結構です）。



▲意見募集フォーム
はこちら

日本共産党京都市議会議員団

発行：2025年2月 京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL：222-3728

FAX：211-2130

HPはこちら



なぜ今、条例制定か？

①半分の世界遺産で独自の条例制定

世界遺産条約・作業指針において「保護措置」が求められていて、
「資産を保護するための立法措置、規制措置を国および地方レベルで整備すること」が求められている。

わが国では主に「文化財保護法」と、様々な法令や各地方自治体の条例によって「面的な利用・開発規制等の措置」をとっている。加えて、13の世界遺産においては各自治体が独自に世界遺産保護に関連した33条例を制定することで、世界遺産保護の取り組みの充実を図っている。

26世界遺産のうち 13世界遺産につき33条例

- ▶基本条例を制定 4つの世界遺産（4道県・3市）
・「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する「和歌山県世界遺産条例」など
- ▶アセスメント、環境影響評価、専門家会議に関する条例 3自治体
- ▶基金・世界遺産センター等の施設設置、記念日、協力金制度など多彩な条例が整備

なぜ今、条例制定か？

①半分の世界遺産で独自の条例制定

2026年の世界遺産登録を目指す 「飛鳥・藤原の宮都」では・・・ 橿原市世界遺産条例

条例制定の目的は「関係する全ての人々がともに資産の保存の活用に取り組み、次の世代に引き継いでいくための基本理念を示す」ことで「気持ちを一つに」し、世界遺産を次世代への継承するため（市長提案説明）。

条例において各主体の役割や責務を定めるとともに、区域内の「埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合」の手続きを「事業事前相談」と条例で明確にすることで「早期に各種土木行為を把握し、資産の保全・保護に努めていく」（世界遺産登録推進課長答弁）。

「山梨県世界遺産富士山基本条例」2025年8月29日調査

▶基本条例を定めることによってその後の施策の根拠がしっかりと定まった。

※オーバーツーリズム対策等

▶世界遺産に登録された段階で変化していた県民の意識が「条例」を定めたことでさらに高まった

▶条例の執行体制

- ・文化財保護一般から「富士山観光」が独立
- ・富士山観光部門の出先機関として「富士山世界遺産センター」を設置。学芸員やレンジャーなども配置され、世界遺産の価値についての研究・発信と保護がなされる重厚な体制がしかれている



なぜ今、条例制定か？

②京都の世界遺産をめぐる様々な課題

京都市では、世界遺産登録時に示した緩衝地帯と歴史的環境調整区域の線引きに示された面的な利用・開発規制などの措置にくわえ、2007年新景観政策の制定、2018年の景観デザインレビュー制度の創設などによって保護してきた。しかし、構成資産の保護、緩衝地帯や周辺環境の保全については、かならずしも、顕著な普遍的価値(OUV)を守る上で十分とは言えず、しばしば紛争が生じている。



なぜ今、条例制定か？

②京都の世界遺産をめぐる様々な課題

○総務省が「古都京都の文化財」を含む3構成資産（3遺産）3件で、現状変更の許可を得ず史跡内に建築物を設置するなどの例を指摘し、京都市などの自治体に対し、文化財保護指導委員等による巡視活動の充実などを求めました。

※「世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査結果に基づく勧告」（平成28年1月）

○その後も、市民の指摘を経て現状変更に関する是正が行われた事例があり、構成資産の保護にとっても市民参加が有効であることを示している。

※令和元年6月18日文化環境委員会

世界文化遺産の保存・管理等に関する
実態調査

結果に基づく勧告

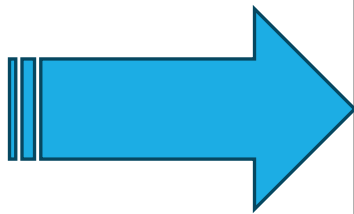
平成 28 年 1 月

総 務 省

なぜ今、条例制定か？

②京都の世界遺産をめぐる様々な課題

半鐘山、哲学の道、仁和寺門前のガソリンスタンド・コンビニエンスストア計画の中止・見直しなどについて



包括的保存管理計画(p104)

「住民の尽力と行政の努力の双方があって、OUVへの負の影響は軽微なものにとどまる結果となっている」

少なくとも、半鐘山や哲学の道の住宅開発(銀閣寺緩衝地帯)や仁和寺門前のガソリンスタンド・コンビニエンスストアの計画(仁和寺緩衝地帯)などについては、現行法で「合法」な開発であっても、地域コミュニティ(住民運動)が粘り強く事業者を説得する中で計画の見直し・断念を促す力となったが、これは住民参加の重要性とともに現行の世界遺産保護行政の不十分さも示している。

なぜ今、条例制定か？

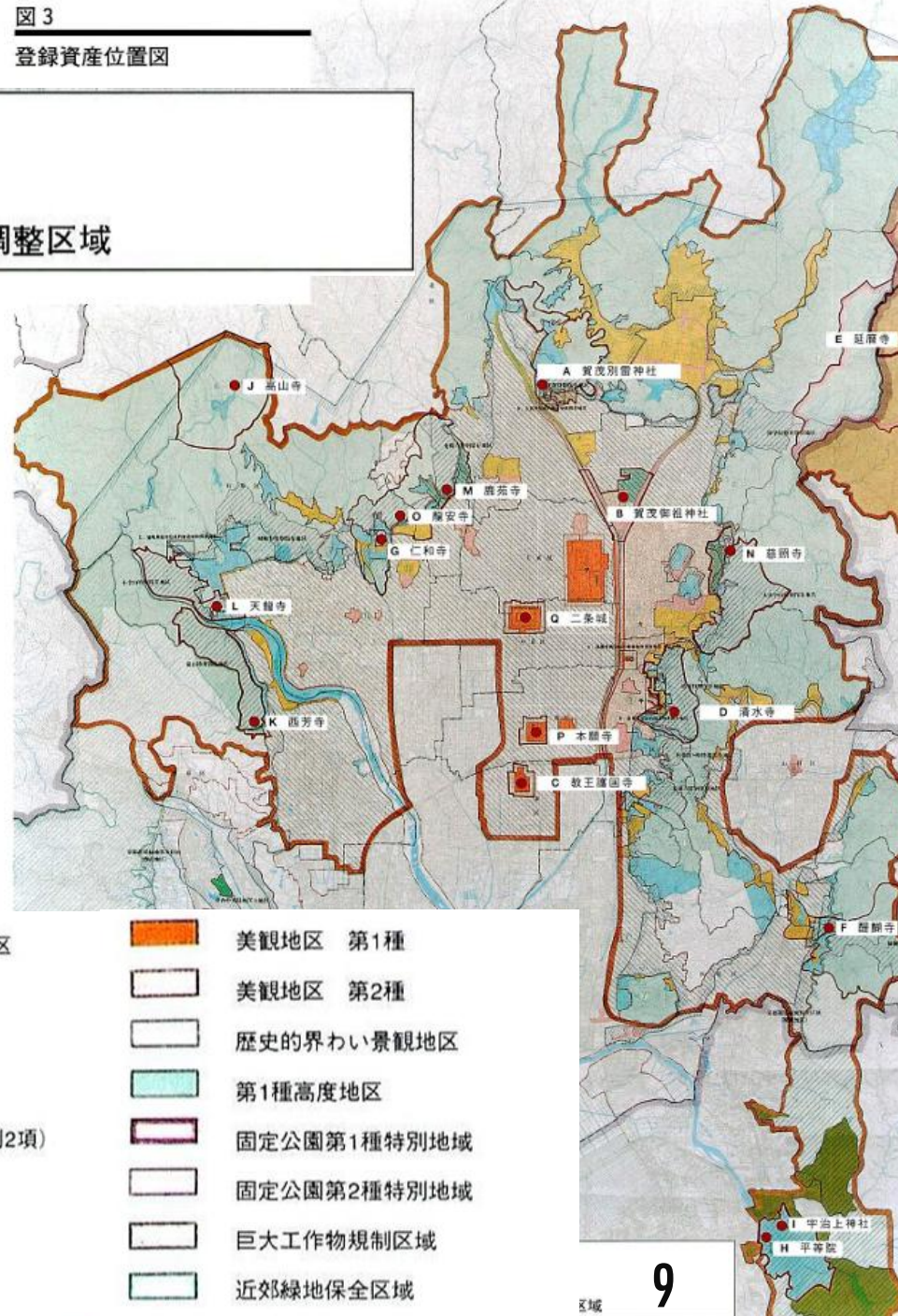
②京都の世界遺産をめぐる様々な課題

世界遺産条約履行のための作業指針112一部抜粋

より広いセッティング（周辺環境）の管理には、顕著な普遍的価値を支えることにおける役割との関連がある。効果的に管理すれば、遺産と社会の相互利益を生かすことにより、持続可能な開発にも寄与する可能性がある。

「歴史的都市景観の保全」

京都市等は「古都京都の文化財」は、構成資産及びその緩衝地帯をつなぐ一体的な景観規制をつなぐ「歴史的環境調整区域」による面的な保全を打ち出し世界遺産として登録された。その線引きは、2007年の新景観政策では「都市全体の景観」「緩衝地帯とそれを包摂する歴史都市全体」を適切に保全することで発展的に継承されているはずだったが・・・



なぜ今、条例制定か？

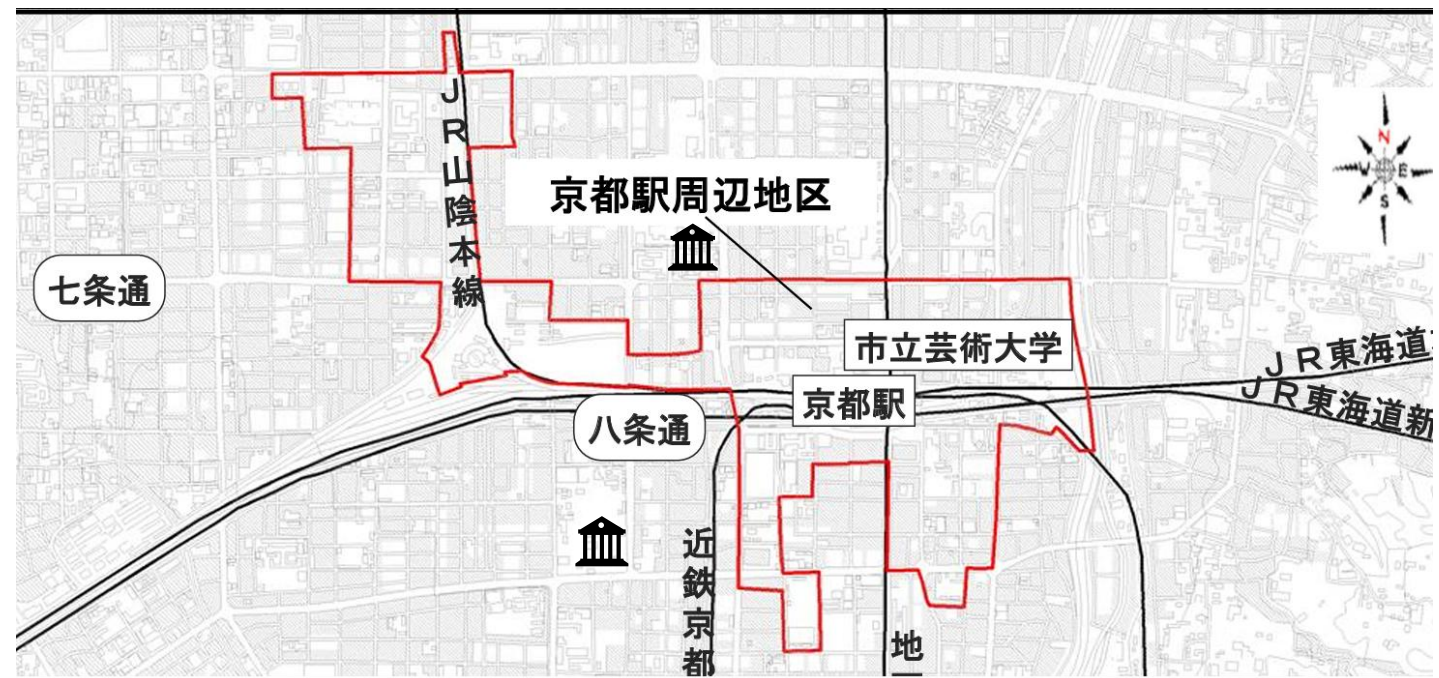
②京都の世界遺産をめぐる様々な課題

現在行われている大規模な都市計画の見直しは、世界遺産に及ぼす影響が大きい。早急に世界遺産条約履行のための作業指針の掲げる地域コミュニティが積極的に参画する「効果的な管理体制」を構築する必要がある。



世界遺産条約採択40周年記念最終会合「京都ビジョン」(2012年)
▶「コミュニティの役割の重要性」として「コミュニティの関心と要望は、遺産の保存と管理に向けた努力の中心に据えられなくてはならない」と明記し、その後の世界遺産保護の取り組みの指針となっている。

京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域



条例の概要

目的及び基本理念(前文、第1条、第3条)

▶京都市として、国内外・地域の内外に対し、より強い世界遺産保護の意思表示を行うとともに、人々の心の中に平和の砦を築く世界遺産条約の理念を広く市民に知らせる。

▶世界遺産保護の各施策を総合的に推進し、千年以上にわたる日本文化の中心として顕著な普遍的価値を有する古都京都の文化財を後世に引き継ぐ。

▶世界遺産条約および作業指針の具体化として、市民、専門家、事業者及び来訪者をふくむすべての人々が協力しながら、古都京都の文化財の保護と継承に主体的に参画する制度的枠組みとして条例を制定する。

▶独自条例で先行する自治体の経験に学びつつも、京都市独自の条例を制定することによって、世界遺産「古都京都の文化財」の顕著な普遍的価値（OUV）を将来にわたって継承しようとするもの。

条例の概要

各主体の責務と役割、保護すべき世界遺産の範囲

「本市の責務」（第4条）

「市民及び来訪者の役割」（第5条）

「事業者等の役割」（第6条）

各主体の責務や役割を定めている。

第6条第2項で、「構成資産の所在地等における建物又は土地の所有者」も事業者等を含むものとし、当該地に居住していない方々に対しても協力を求める

保護すべき世界遺産の範囲を定義（第2条）するとともに、京都市としても財政措置（第7条）をとることを明記し、条例の実効性を高める。

条例の概要

各施策を条例で裏付け、世界遺産保護の観点からの必要性を明確化

(第8条)

「施策の実施に当たっての配慮」

(第9条)

「良好な景観の形成等」

(第10条)

「構成資産の適切な保存等」

(第11条)

「来訪者の集中による影響の防止」

(第12条)

「古都京都の文化財の保全に関する学習の機会の提供等」

(第13条)

「市民等の自発的な活動を支援するための措置」

(第14条)

「巡視の実施及び調査研究」

良好な景観の形成等（第9条）

- ▶京都市に歴史的環境調整区域を含む「良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るために必要な措置」を求めています。
- ▶世界遺産保護に重要な役割を担ってきた新景観政策の骨格が掘り崩される動きがつづく中で、世界遺産保護の観点から行政内部でも市会においても市民的にも、専門家の知見を交えながら、検証し、是正していく力になると考えます。

学習機会の提供（第12条）

- ▶とりわけ第2項に、情報提供にあたって「子どもを含むあらゆる人にやさしい発信に努める」と明記しました。
※この条例案の「やさしい版」を作成

市民等の自発的な活動を支援するための措置を定める（第13条）

- ▶単に学ぶだけではなく、市民、民間団体などの自発的な古都京都の文化財の保全に関する活動の活性化を期待。

条例の概要

各施策を条例で裏付け、世界遺産保護の観点からの必要性を明確化

(第8条)

「施策の実施に当たっての配慮」

(第9条)

「良好な景観の形成等」

(第10条)

「構成資産の適切な保存等」

(第11条)

「来訪者の集中による影響の防止」

(第12条)

「古都京都の文化財の保全に関する学習の
機会の提供等」

(第13条)

「市民等の自発的な活動を支援するための
措置」

(第14条)

「巡視の実施及び調査研究」

問われるオーバーツーリズム対策(第11条)

京都市としても「来訪者の集中」を防止するために手立てが必要と考え、第11条で明記しました。

- ▶京都市全体として、受け入れ容量を大幅に超える観光客が押し寄せる中で、「分散」では対応に限界がある
- ▶観光と住環境との調和が崩れることで軋轢が生じ、世界遺産条約が目指す「心の中に平和のとりでを築く」という理想が遠のく恐れがあり、極めて深刻な課題と考えます。
- ▶過剰な観光客の集中は、観光客（来訪者）にとっても、「古都京都の文化財」の真の魅力を感じにくしマイナス。

条例の概要

議会の関与、審議会の設置、市民参加

議会の関与、審議会設置、市民参加の仕組みを制度的に保障することで、世界遺産保護の各施策の実効性を確保する。(第15条、第16条、第17条、第18条)

市民一人一人が、歴史と文化の担い手であるという誇りを持ち、専門家、事業者及び来訪者も含むすべての人々と協力しながら、文化遺産の保護と継承に主体的に参画する制度的枠組み

- ▶第15条で市長から市会・世界遺産保護審議会に保全状況を報告する義務を課すことで見える化をはかる
- ▶市民等から世界遺産保護審議会に対し
 - 「保全状況に関する申立て」(第16条)
 - 「構成遺産の追加登録に関する申立て」(第17条)を認める。
- ▶世界遺産保護審議会において、検証・公表し、必要な場合は、審議会から市長・文化庁長官等に建議できる仕組みを設ける。

